総財公第 130 号総財営第 91 号総財準第 122 号平成27年11月30日

各都道府県総務部長
各都道府県企業管理者
各指定都市総務、財政局長
と指定都市企業管理者
各作定都市企業管理者

総務省自治財政局公営企業課長 (公印省略) 総務省自治財政局公営企業経営室長 (公印省略) 総務省自治財政局準公営企業室長 (公印省略)

公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について

公営企業は、施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づく経営基盤強化に取り組むこと等により、必要な住民サービスを安定的に継続することが必要です(「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知)参照)。

このため、これまで以上に、経営指標を活用して経営の現状や課題等を的確に把握するとともに、議会・住民等に対してわかりやすく説明することが必要であり、このような取組は「経営戦略」策定にもつながるものと考えております。

また、こうした経営指標を活用した分析は、総務省においても、各公営企業の現状を適切に把握するとともに、今後の施策を検討する際の重要な情報になるものと考えております。

なお、この通知は、平成27年7月30日付け事務連絡により事前にお知らせしていたとおり、所要の検討を加え、正式に通知するものです。

ついては、「平成 26 年度決算「経営比較分析表」の策定及び公表要領」のとおり、 平成 26 年度決算における「経営比較分析表」の策定及び公表を進めてまいりますの で、ご対応方よろしくお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村並びに企業団及び 関係一部事務組合(都道府県及び指定都市が加入するものを除く。)等に対しても、 この旨周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

担当:総務省自治財政局

公営企業課: 宮川、西原(総括事項) Tel:03-5253-5635

公営企業経営室:常木、竹山(水道事業) Tel:03-5253-5638

準公営企業室:西川、工藤(下水道事業) Tel:03-5253-5643

## 平成 26 年度決算「経営比較分析表」の策定及び公表要領

## 1 経営指標による分析の意義

各公営企業において、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当該団体の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

このようなことから、経営指標を「経営比較分析表」としてとりまとめ、今後の見通しや課題への対応に活用することは、大変大きな意義があると考えております。

この「経営比較分析表」により各公営企業では、経営分析や「経営戦略」の策定を進める上で有益な情報が得られるほか、議会や住民に対する経営状況の説明にも活用できるものと考えております。

# 2 「経営比較分析表」を策定する対象事業

- (1) 水道事業(上水道事業(用水供給事業を含む。)及び簡易水道事業)
- (2) 下水道事業
  - (注) すべての公営企業について取り組むことが望ましいものですが、住民生活に密着し、 資産の規模が大きいことや、施設・設備の老朽化と料金収入の減少傾向(先細り)等 を課題として抱える、水道事業及び下水道事業を対象とします。今後順次対象事業を 拡大していく予定です。

#### 3 経営指標

- (1)経営指標の概要〈別紙1〉のとおり。
- (2) 公表のイメージ〈別紙2〉のとおり。

## 4 比較分析について

(1)「経営比較分析表」に掲載する数値

「経営比較分析表」には、〈別紙1〉で挙げた経営指標について、決算状況調査の数値等から抽出した下記のアからウの数値を、それぞれに示した方法により表示します。

- ア 当該団体値(過去5か年度分):棒グラフにより表示
- イ 類似団体平均値(過去5か年度分):折れ線グラフにより表示
- ウ 全国平均(当該年度分): 【】内に表示

なお、「経営比較分析表」の表頭部分には、以下の数値を掲載します。

	2 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
掲載項目	説明
類似団体区分	〈別紙3〉のとおり
資金不足比率(%)	当該年度決算に基づく、地方公共団体の財政の健全化に 関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 2 項に 規定する資金不足比率
自己資本構成比率(%)	当該年度決算に基づく、負債資本合計に対する自己資本 (資本に繰延収益を加えたもの)の割合 ((資本+繰延収益)/負債資本合計)

	V2+5-4-4-8-2-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1
	当該年度決算に基づく、行政区域内人口に対する現在給
普及率(%)	水人口(又は処理区域内人口)の割合
	(現在給水人口(処理区域内人口)/行政区域内人口)
	当該年度決算に基づく、汚水処理水量に対する年間有収
+ un + (o ( )	
有収率(%)	水量
	(年間有収水量/汚水処理水量)(下水道事業のみ表示)
1か月20㎡当たり家庭料金(円)	当該年度決算に基づく、1か月20㎡当たり家庭料金
	当該地方公共団体の平成 27 年 1 月 1 日住民基本台帳人
人口(人)	П
→ 1± /1 ²\	国土地理院が実施する平成 26 年全国都道府県市区町村
面積(kml)	別面積調に基づく、当該地方公共団体の面積
人口密度(人/k㎡)	人口/面積
TR + 40 1. 1. P. (1)	当該年度決算に基づく、現に給水をしている年度末人口
現在給水人口(人)	(水道事業のみ表示)
給水区域面積(km²)	現に給水している給水区域の面積(水道事業のみ表示)
給水人口密度(人/km³)	現在給水人口/給水区域面積(水道事業のみ表示)
	当該年度決算に基づく、下水道法により処理開始が公示
処理区域内人口(人)	又は通知された処理区域の年度末人口(下水道事業のみ
	表示)
60 TILLET (± 2)	下水道法により処理開始が公示又は通知された処理区
処理区域面積(kml)	域の面積(下水道事業のみ表示)
	現在処理区域内人口/処理区域面積(下水道事業のみ表
処理区域内人口密度(人/km²)	示)
	(4.)

# (2) 各公営企業においての分析

配付された「経営比較分析表」について、各公営企業において<u>数値の確認及び</u> <u>指標の分析を行って</u>ください。

分析欄については、<u>〈別紙1〉を参考に、経年比較や類似団体比較により各公</u>営企業の現状やその背景について分析したコメントを記載してください。

また、全体総括欄には、経営の健全性・効率性及び老朽化の状況の分析結果に基づき、今後の改善に向けた取組等を記載してください。

# 5 作業工程

# (1)【各公営企業】

「経営比較分析表」の経営指標は、決算状況調査から算定しますが、平成 22 年度から平成 26 年度決算状況調査にない数値を総務省にご提出願います(平成 27 年 7 月 30 日照会済み)。

# (2)【総務省】

決算状況調査等を基に全国の公営企業の経営指標を算出し、「経営比較分析表」 (団体分析欄を除く) に反映したものを各公営企業に配付します(平成 27 年 12 月中旬照会予定)。

## (3)【各公営企業】

総務省から配付された「経営比較分析表」を確認のうえ、同分析表により明らかになった経営状況や課題の分析(コメント)の記載をお願いします(平成28年1月中旬期限予定)。

# (4) 【総務省、都道府県及び市町村等】

各公営企業の「経営比較分析表」(経営指標とコメント) について平成 28 年 2 月頃に公表する予定です。

- 都道府県・政令市等 総務省が一覧表をとりまとめ、総務省 HP にて直接掲載します。 各団体においても自らの HP に掲載をお願いします。
- 市町村等

各都道府県市町村担当課が一覧表をとりまとめ、各都道府県の HP に直接掲載をお願いします。

総務省は、総務省 HP から各都道府県の HP にリンクさせます。 各団体においても自らの HP に掲載をお願いします。

※ 各指標の算出に用いた数値については、総務省において取りまとめ、「経営比較分析表」の公表に合わせて HP に掲載する予定です。

### <別紙1>

## 経営指標の概要

#### 水道事業

#### 1. 経営の健全性・効率性

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
①経常収支比率(%)	<u>経常収益</u> 経常費用	
①収益的収支比率(%)		総収益 総費用+地方債償還金

# 【指標の意味】

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

法非適用企業に用いる収益的収支比率は、給水収益や一般会計からの繰入金等の総収益で、総 費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標である。

### 【分析の考え方】

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。 数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた 取組が必要である。

分析にあたっての留意点として、例えば、当該指標が 100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられる。

また、経常収益(総収益)について、給水収益以外の収入に依存している場合は、料金回収率と併せて分析し、経営改善を図っていく必要がある。

一方、当該指標が 100%未満の場合であっても、経年で比較した場合に、右肩上がりで 100% に近づいていれば、経営改善に向けた取組が成果を上げている可能性があるといえ、今後も改善傾向を続けていく観点から分析する必要があると考えられる。

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
②累積欠損金比率(%)	当年度未処理欠損金 営業収益 – 受託工事収益	

#### 【指標の意味】

営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補塡することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと)の状況を表す指標である。

#### 【分析の考え方】

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められる。数値が 0% より高い場合は、経営の健全性に課題があるといえる。経年の状況も踏まえながら 0%となるよう経営改善を図っていく必要がある。

分析にあたっての留意点として、例えば、当該指標が 0%の場合であっても、給水収益が減少傾向にある場合や維持管理費が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
③流動比率(%)	流動資産 	

#### 【指標の意味】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。

#### 【分析の考え方】

当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す 100%以上であることが必要である。一般的に 100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。

分析にあたっての留意点として、例えば、当該指標が 100%を上回っている場合であっても、 現金といった流動資産が減少傾向にある場合や一時借入金といった流動負債が増加傾向にある 場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

また、当該指標が 100%未満であっても、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債・他会計借入金等が含まれており、これらの財源により整備された施設について、将来、償還・返済の原資を給水収益等により得ることが予定されている場合には、一概に支払能力がないとはいえない点も踏まえた分析が必要であると考えられる。

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
④企業債残高対給水収益比率	企業債現在高合計	地方債現在高合計
(%)	給水収益	給水収益

#### 【指標の意味】

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。

#### 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との 比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に 説明できることが求められる。

分析にあたっての留意点として、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送り しているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っ ていく必要があると考えられる。

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
⑤料金回収率(%)	<u>供給単価</u> ×100 給水原価	供給単価 給水原価 × 100

#### 【指標の意味】

給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能である。

#### 【分析の考え方】

当該指標は、供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が 100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味する。数値が低く、繰出基準に定める事由以外の繰出金によって収入不足を補塡しているような事業体にあっては、適切な料金収入の確保が求められる。

分析にあたっての留意点としては、経常収支比率と同様に、例えば、当該指標が 100%以上の 場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全 経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられる。

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
⑥給水原価 (円)	経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費) - 長期前受金戻入 年間総有収水量	総費用 - 受託工事費 + 地方債償還金(繰上償還分除く。) 年間総有収水量

## 【指標の意味】

有収水量1㎡あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標である。

#### 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との 比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に 説明できることが求められる。

また、必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善が必要である。

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
⑦施設利用率(%)	$-$ 日平均配水量 $\times$ 100	$-$ 日平均配水量 $\times$ 100

#### 【指標の意味】

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

#### 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には高い数値であることが望まれる。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないかといった分析が必要である。

分析にあたっての留意点として、水道事業の性質上、季節によって需要に変動があり得るため、 最大稼働率、負荷率を併せて判断することにより、適切な施設規模を把握する必要がある。

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
⑧有収率(%)	年間総有収水量 年間総配水量	年間総有収水量 年間総配水量

#### 【指標の意味】

施設の稼動が収益につながっているかを判断する指標である。

#### 【分析の考え方】

当該指標は、100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言える。数値が低い場合は、水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結びついていないため、漏水やメーター不感等といった原因を特定し、その対策を講じる必要がある。

#### 2. 老朽化の状況

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
①有形固定資産減価償却率	有形固定資産減価償却累計額 ———×100	
(%)	有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価 × 100	

#### 【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老 朽化度合を示している。

# 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との 比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に 説明できることが求められる。

一般的に、数値が 100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができる。

また、他の老朽化の状況を示す指標である管路経年化率や管路更新率の状況を踏まえ分析する 必要があると考えられ、施設の更新等の必要性が高い場合などには、更新等の財源の確保や経営 に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなど を行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留 意が必要である。

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
②管路経年化率(%)	法定耐用年数を経過した管路延長 ×100	
	管路延長	

#### 【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示している。

## 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との 比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に 説明できることが求められる。

一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管路を多く保有しており、管路の更新等の必要性を推測することができる。

また、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管路更新率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管路の更新等の必要性高い場合などには、更新等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留 意が必要である。

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
③管路更新率(%)	当該年度に更新した管路延長 ×100	当該年度に更新した管路延長 ×100
	管路延長	管路延長

#### 【指標の意味】

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できる。

#### 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、数値が1%の場合、すべての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることが把握できる。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説

明できることが求められる。

また、当該指標の分析には、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管路経年化率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管路の更新等の必要性が高い場合などには、更新等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、供用開始から日が浅い、既に多くの管路の更新が終了している等の団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

## (参考) 各指標の組み合わせによる分析の考え方

指標	分析の考え方
1. 経営の健全性・効率性	
①経常収支比率	経常収支比率が高くても、料金回収率が低い場合には、給水
⑤料金回収率	収益以外の収入で賄われていることを意味することから、必要
	に応じて料金の見直しを検討する必要がある。
⑦施設利用率	施設利用率が高くても、有収率が低水準にある場合、収益に
⑧有収率	つながらないこととなるため、早急な対策が必要である。
2. 老朽化の状況	
②管路経年化率	管路経年化率が高い、且つ、管路更新率が低い場合は、一般
③管路更新率	的に、管路の更新投資を増やす必要性が高いため、早急な検討
	が必要である。
1. 経営の健全性・効率性及び2. 老杯	が北の状況
①経常収支比率	有形固定資産減価償却率が高い、且つ、経常収支比率が良好
①有形固定資産減価償却率	な場合には、必要な更新投資を先送りにして健全性を維持して
	いる可能性があるため、老朽化対策等、投資のあり方について
	検討する必要がある。

#### 下水道事業

## 1. 経営の健全性・効率性

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
①経常収支比率(%)	経常収益 経常費用×100	
①収益的収支比率(%)		総収益 総費用+地方債償還金

#### 【指標の意味】

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

法非適用企業に用いる収益的収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総 費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

### 【分析の考え方】

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要である。 数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた 取組が必要である。

分析にあたっての留意点として、例えば、当該指標が 100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられる。

また、経常収益(総収益)について、使用料以外の収入に依存している場合は、経費回収率と併せて分析し、経営改善を図っていく必要がある。

一方、当該指標が 100%未満の場合であっても、経年で比較した場合に、右肩上がりで 100% に近づいていれば、経営改善に向けた取組が成果を上げている可能性があるといえ、今後も改善 傾向を続けていく観点から分析する必要があると考えられる。

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
②累積欠損金比率(%)	当年度未処理欠損金×100 営業収益 – 受託工事収益	

#### 【指標の意味】

営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補塡することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと)の状況を表す指標である。

#### 【分析の考え方】

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められる。数値が 0% より高い場合は、経営の健全性に課題があるといえる。経年の状況も踏まえながら 0%となるよう経営改善を図っていく必要がある。

分析にあたっての留意点として、例えば、当該指標が 0%の場合であっても、使用料収入が減 少傾向にある場合や維持管理費が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要 であると考えられる。

また、下水道事業の性質上、供用開始後間もない場合は接続率が低く使用料収入が少額となり数値が高くなることが想定されるが、このような場合も、使用料収入の増加が見込めるかといった将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
③流動比率(%)	流動資産 	

#### 【指標の意味】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。

#### 【分析の考え方】

当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す 100%以上であることが必要である。一般的に 100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。

分析にあたっての留意点として、例えば、当該指標が 100%を上回っている場合であっても、 現金といった流動資産が減少傾向にある場合や一時借入金といった流動負債が増加傾向にある 場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

また、当該指標が 100%未満であっても、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債・他会計借入金等が含まれており、これらの財源により整備された施設について、将来、償還・返済の原資を料金収入等により得ることが予定されている場合には、一概に支払能力がないとはいえない点も踏まえた分析が必要であると考えられる。

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
④企業債残高対事業規模比率	企業債現在高合計 — 一般会計負担額	地方債現在高合計 — 一般会計負担額
(%)	営業収益 — 受託工事収益 — 雨水処理負担金	営業収益 — 受託工事収益 — 雨水処理負担金

#### 【指標の意味】

料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。

#### 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との 比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に 説明できることが求められる。

分析にあたっての留意点として、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送り しているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っ ていく必要があると考えられる。

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
⑤経費回収率(%)	下水道使用料 —————×100	下水道使用料 × 100
	汚水処理費 (公費負担分を除く)	汚水処理費 (公費負担分を除く)

# 【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。

#### 【分析の考え方】

当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要である。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。

分析にあたっての留意点としては、経常収支比率と同様に、例えば、当該指標が 100%以上の

場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられる。

また、下水道事業の性質上、供用開始後間もない場合は接続率が低く使用料収入が少額となり、 当該指標が 100%未満となる場合が想定されるが、このような場合も、使用料収入の増加が見込 めるかといった将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
⑥汚水処理原価(円)	汚水処理費(公費負担分を除く) ×100	汚水処理費(公費負担分を除く) ×100
0万水处理凉仙(门)	年間有収水量	年間有収水量

#### 【指標の意味】

有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。

#### 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との 比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、 適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

また、必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要である。

分析にあたっての留意点として、供用開始後間もない事業は接続率が低く、有収水量が過小となり、高い数値を示す場合が多い。また、地理的要因等によって、構造上汚水処理費が高くなることも想定されるが、このような場合には、より最適な処理方法を検討し実施するといった経営改善が必要である。

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
⑦施設利用率(%)	晴天時一日平均処理水量 晴天時現在処理能力 × 100	晴天時一日平均処理水量 晴天時現在処理能力 × 100

#### 【指標の意味】

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

#### 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には高い数値であることが望まれる。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要である。

分析にあたっての留意点として、当該指標は、1日に施設に汚水を処理した平均値を用いていることから、当該団体の特有の事情により、季節によって処理量に大きな変動があり得るため、 最大稼働率と併せて分析して適切な施設規模となっているか分析する必要があると考えられる。

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
⑧水洗化率(%)	現在水洗便所設置済人口 現在処理区域内人口	現在水洗便所設置済人口 現在処理区域内人口

#### 【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した

指標である。

#### 【分析の考え方】

当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましい。一般的に数値が 100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要である。

分析にあたっての留意点としては、当該指標の向上を図るため、新たに管渠を整備することが、 地理的要因等により整備に係る費用が増大するため、費用対効果を検証し、将来の見込みも踏ま えた分析が必要である。

#### 2. 老朽化の状況

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
①有形固定資産減価償却率	有形固定資産減価償却累計額 ———×100	
(%)	有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿価格 100	

#### 【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老 朽化度合を示している。

#### 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との 比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に 説明できることが求められる。

一般的には、数値が 100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示して おり、将来の施設の改築(更新・長寿命化)等の必要性を推測することができる。

また、他の老朽化の状況を示す指標である管渠老朽化率や管渠改善率の状況を踏まえ分析する 必要があると考えられ、施設の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営 に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなど を行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留 意が必要である。

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
②管渠老朽化率(%)	法定耐用年数を経過した管渠延長 下水道布設延長	

# 【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示している。

#### 【分析の考え方】

当該指標は、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができる。

また、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管渠改善率の状況を踏ま

え分析する必要があると考えられ、管渠の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の 確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の 見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留 意が必要である。

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
③管渠改善率(%)	改善(更新・改良・維持)管渠延長 下水道布設延長	改善(更新・改良・維持)管渠延長 下水道布設延長

#### 【指標の意味】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

## 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、数値が1%の場合、すべての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることが把握できる。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

また、当該指標の分析には、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管 渠老朽化率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管渠の改築等の必要性が高い場合な どには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改 善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留 意が必要である。

#### (参考) 各指標の組み合わせによる分析の考え方

指標	分析の考え方	
1. 経営の健全性・効率性		
①経常収支比率	経常収支比率が 100%以上となっていても、累積欠損金比率	
②累積欠損金比率	が高い場合は、引き続き経営改善を図っていく必要がある。	
⑤経費回収率	汚水処理原価が高くなれば、経費回収率が低くなり、経営の	
⑥汚水処理原価	効率性を低下させる要因となっている。	
2. 老朽化の状況		
②管渠老朽化率	管渠老朽化率が高いにも関わらず、管渠改善率が低い場合	
③管渠改善率	は、更新が進んでいないことが考えられる。	
1. 経営の健全性・効率性及び2. 老杯	元化の状況	
①経常収支比率	有形固定資産減価償却率が高く、経常収支比率が 100%を下	
①有形固定資産減価償却率	回る場合は、施設の老朽化が進んでいるにも関わらず、その更	
	新投資を料金収入では賄えていないため、将来の事業継続に向	
	けて抜本的な対策を要する可能性がある。	

「施設全体の減価償却の状況」

# 経営比較分析表

A県 B市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法適用	水道事業	末端給水事業	A1
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
33. 33	44. 44	55. 55	666. 66

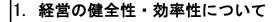
人口(人)	面積 (km²)	人口密度(人/km²)
777.77	888. 88	999. 99
現在給水人口(人)	給水区域面積(km²)	給水人口密度(人/km²)

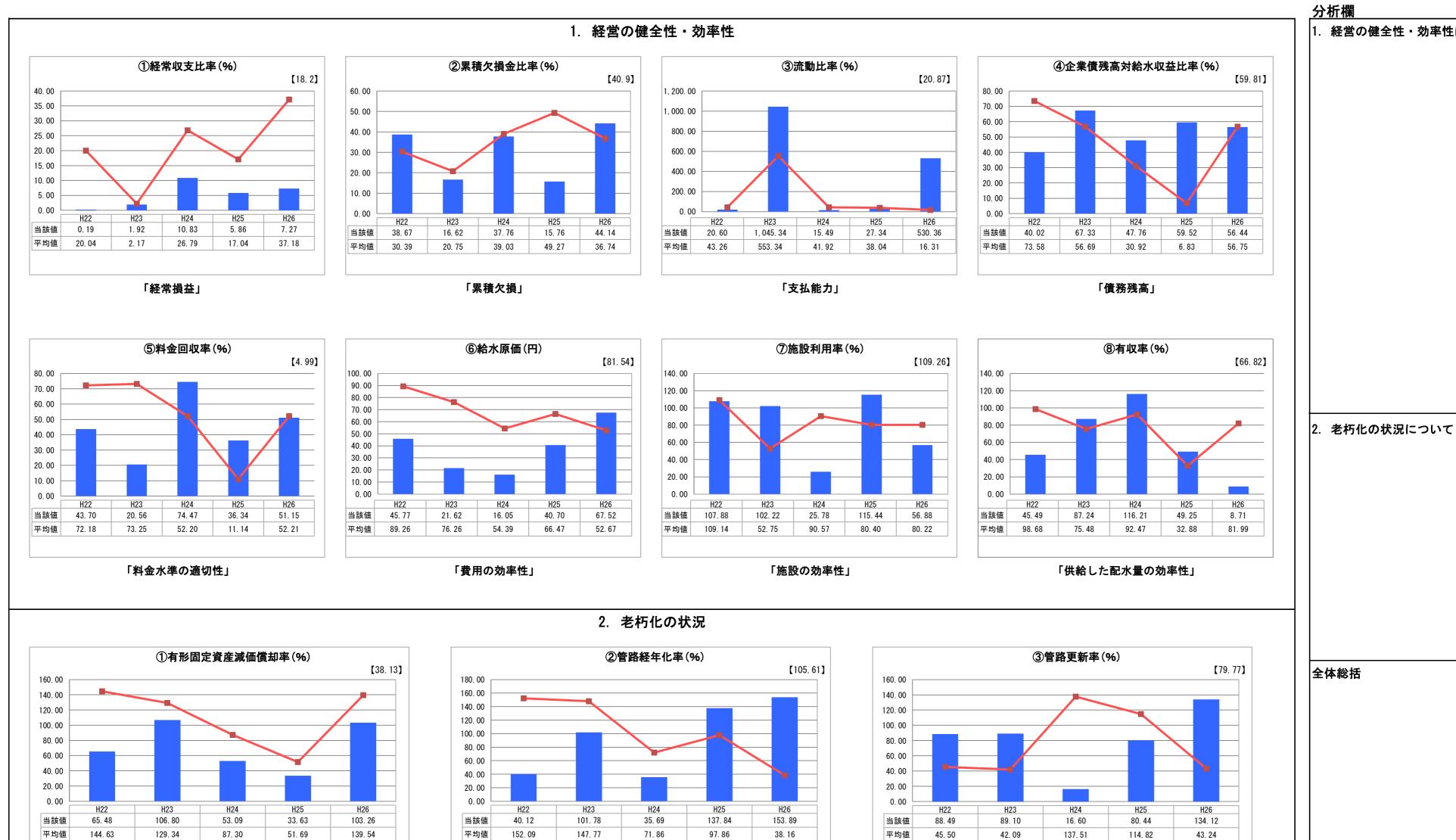
「管路の更新投資の実施状況」

# グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 一 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

# 分析欄





「管路の経年化の状況」

1

<sup>※</sup> 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路経年化率及び管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

# 経営比較分析表

A県 B市

40.00

35. 00

30.00

25. 00

20.00

15.00

10.00

5.00

0.00

当該値

平均値

0.19

20.04

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D1
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
33. 33	該当数値なし	55. 55	666. 66

[18. 2]

7. 27

37. 18

人口 (人)	面積 (km²)	人口密度(人/km²)
777.77	888. 88	999. 99
現在給水人口(人)	給水区域面積(km²)	給水人口密度(人/km²)

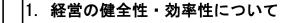
# グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 一 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

|2. 老朽化の状況について

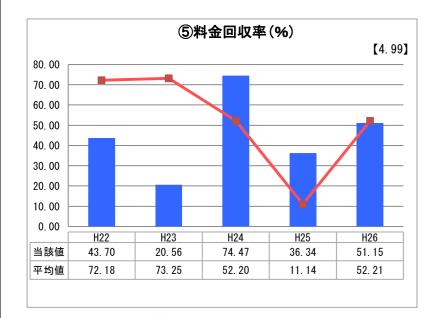
全体総括

# <u>分析欄</u>









①収益的収支比率(%)

H24

10.83

26. 79

H25

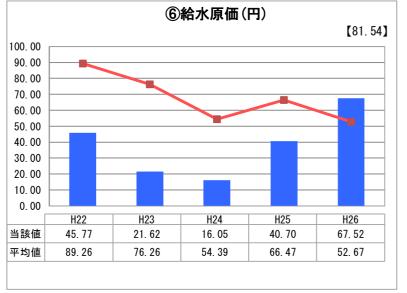
5.86

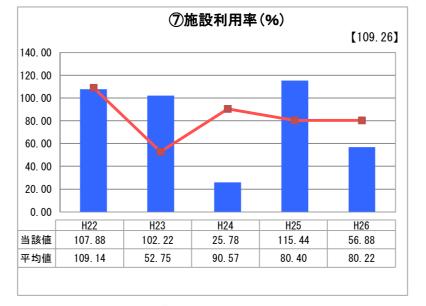
17. 04

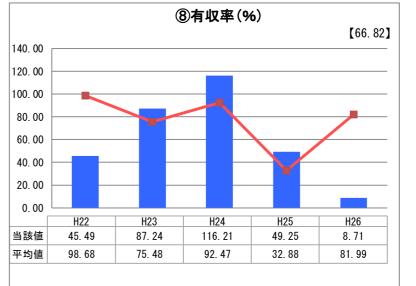
H23

1.92

2.17







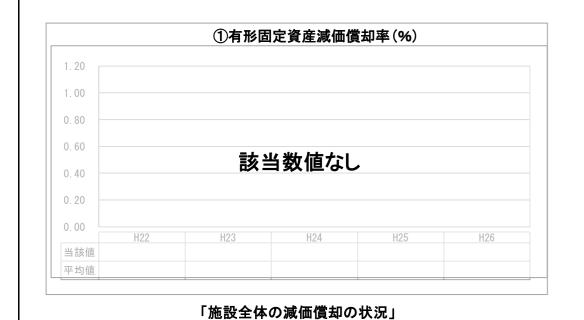
「料金水準の適切性」

「費用の効率性」

「施設の効率性」

「供給した配水量の効率性」

# 2. 老朽化の状況







「管路の更新投資の実施状況」

<sup>※</sup> 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

# 経営比較分析表

A県 B市

当該値

平均値

69.87

93. 26

111.50

116.88

104.83

0.70

「施設全体の減価償却の状況」

43.30

72. 20

43.82

27. 35

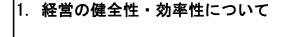
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法適用	下水道事業	公共下水道	Aa	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
33. 33	44. 44	55. 55	66. 66	777.77

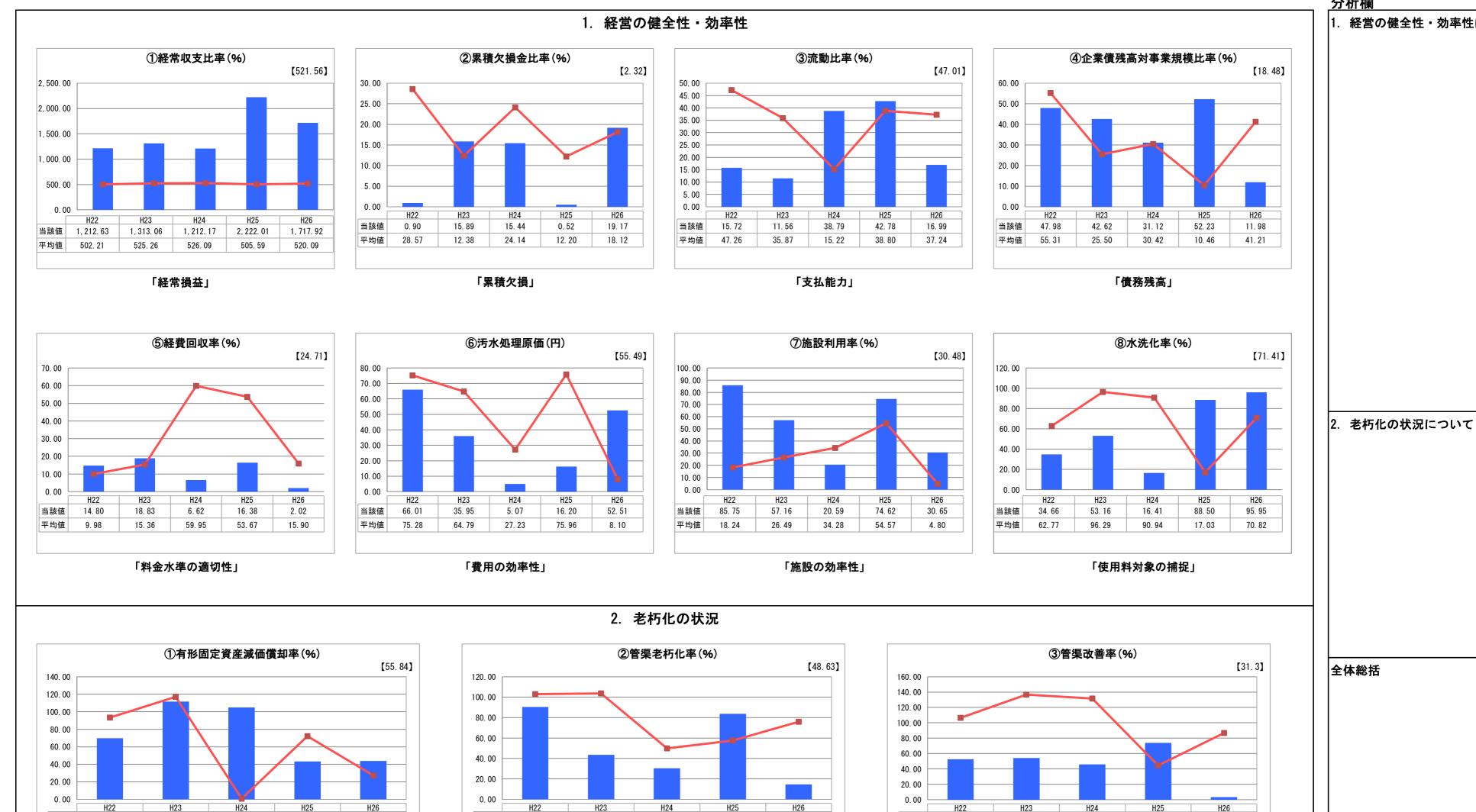
人口(人)	面積(km²)	人口密度(人/km²)
8, 888. 88	999. 99	1, 010. 10
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	処理区域内人口密度(人/km²)
1, 212. 12	1, 313. 13	1, 414. 14

# グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

# 分析欄





※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率、管渠老朽化率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

43.60

103.67

30. 30

49.87

「管渠の経年化の状況」

83. 79

57. 59

当該値

平均値

90. 39

102.83

14. 74

75.89

当該値

平均值

52.69

106.61

54. 33

136.69

45. 98

131.64

「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

73. 92

44.69

3.56

86.96

# 経営比較分析表

A県 B市

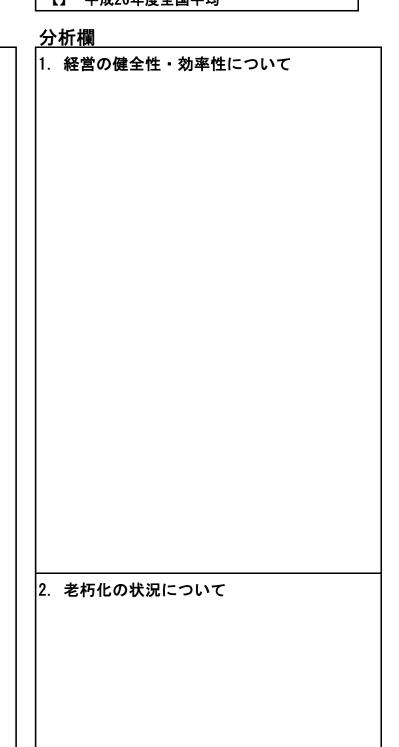
, , )     ·				
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Aa	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
33, 33	該当数値なし	55. 55	666, 66	777.77

人口(人)	面積(km²)	人口密度(人/km²)
888. 88	999. 99	1, 010. 10
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	処理区域内人口密度(人/km²)
1, 111. 11	1, 212. 12	1, 313. 13

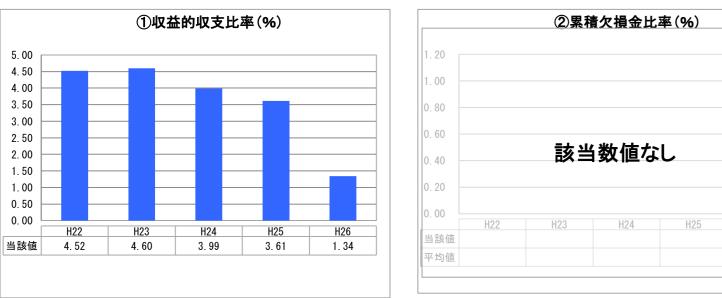
# グラフ凡例

全体総括

- 当該団体値(当該値)
- 一 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均











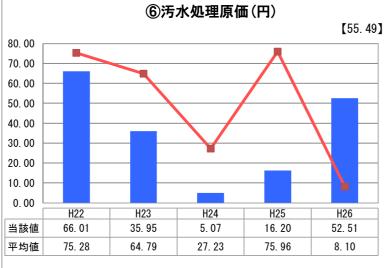
「単年度の収支」

「累積欠損」

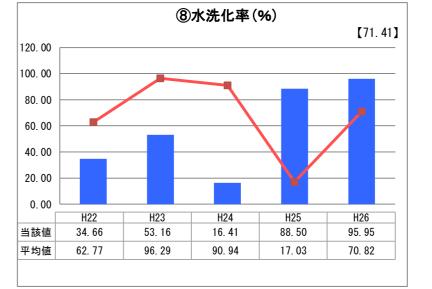
「支払能力」

「債務残高」









「料金水準の適切性」

「費用の効率性」

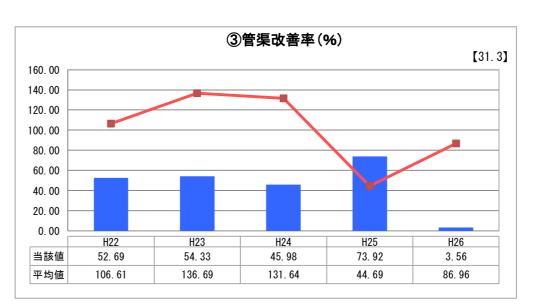
「施設の効率性」

「使用料対象の捕捉」

# 2. 老朽化の状況







「管渠の経年化の状況」 「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

<sup>※</sup> 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

<sup>※</sup> 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

# 事業別同規模団体区分

O 上水道事業については給水形態及び現在給水人口規模により、簡易水道事業については地 方公営企業法の適用状況及び現在給水人口規模により区分する。

# [上水道事業区分一覧表]

給水形態	現在給水人口規模	区分
	都道府県・指定都市	政令市等
	30 万人以上	A1
	15 万人以上 30 万人未満	A2
	10 万人以上 15 万人未満	A3
ᆂᄴᄼᅶᆂᆇ	5 万人以上 10 万人未満	A4
末端給水事業	3万人以上5万人未満	A5
	1.5 万人以上 3 万人未満	A6
	1 万人以上 1.5 万人未満	A7
	5 千人以上 1 万人未満	A8
	5 千人未満	A9
用水供給事業		В

# [簡易水道事業区分一覧表]

法の適用状況	現在給水人口規模	区分
	10,001 人以上	C1
** <b>**</b> **	5,001 人以上 10,000 人以下	C2
法適用	2,001 人以上 5,000 人以下	С3
	2,000 人以下	C4
	10,001 人以上	D1
<b>注北海田</b>	5,001 人以上 10,000 人以下	D2
法非適用	2,001 人以上 5,000 人以下	D3
	2,000 人以下	D4

<sup>※</sup> 法の適用の状況により、算出できる指標の項目等が異なるため区分する。

# 事業別類似団体区分

# 〇 公共下水道事業

東京都及び政令指定都市(以下「政令市等」という。)を 1 類型とし、その他の市町村については以下の区分(処理区域内人口別区分、処理区域内人口密度別区分、供用開始後年数別区分)により類型化する。

[類型区分一覧表] 公共下水道事業

	処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分
政令市等				政令市等
Α	10万以上	100人/ha以上		Aa
		75人/ha以上		Ab
			30年以上	Ac1
		50人/ha以上	30年未満	Ac2
		50人/ha未満		Ad
В	3万以上	100人/ha以上		Ва
		77 L (1 1 1 L	30年以上	Bb1
		75人/ha以上	ル上 30年未満	Bb2
		50人/ha以上	30年以上	Bc1
		50人/ na以上	30年未満	Bc2
		  50人/ha未満	30年以上	Bd1
			30年未満	Bd2
С	3万未満	75人/ha以上		Ca
			30年以上	Cb1
		50人/ha以上	15年以上	Cb2
			15年未満	Cb3
			30年以上	Cc1
		25人/ha以上	15年以上	Cc2
			15年未満	Cc3
			30年以上	Cd1
		25人/ha未満	15年以上	Cd2
			15年未満	Cd3

# 〇 公共下水道事業以外

公共下水道事業以外の事業については、以下の区分(供用開始後年数)により類型 化する。

# [類型区分一覧表]

# 特環

供用開始後年数別区分	類型区分	
30年以上	D1	
15年以上	D2	
15年未満	D3	

# 流域

W-2 - 2 - 2		
供用開始後年数別区分	類型区分	
30年以上	E1	
15年以上	E2	
15年未満	E3	

## 農集

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	F1
15年以上	F2
15年未満	F3

# 林集

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	G1
15年以上	G2
15年未満	G3

# 漁集

供用開始後年数別区分	類型区分	
30年以上	H1	
15年以上	H2	
15年未満	Н3	

# 小排

供用開始後年数別区分	類型区分	
30年以上	I1	
15年以上	12	
15年未満	13	

## 簡排

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	J1
15年以上	J2
15年未満	J3

# 特排

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	K1
15年以上	K2
15年未満	К3

# 個別

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	L1
15年以上	L2
15年未満	L3